

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施に関する訓令の運用について（例規通達）

【概要】

この通達は、「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施に関する訓令」（平成 28 年富山県警察本部訓令第 25 号）が制定されたことに伴い、その運用に関する事項等を次のとおり定めたものである。

- 第 1 再犯防止措置実施警察署の指定等（第 4 条関係）
- 第 2 再犯防止に向けた措置の実施（第 5 条関係）
- 第 3 登録の解除等（第 6 条関係）
- 第 4 再犯防止に向けた措置実施上の留意事項（第 7 条関係）
- 第 5 子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯した者に係る措置の特例（第 10 条関係）